

公共スポーツ施設等活性化助成事業

(事業開始年度：平成7年度)

— (一財) 地域活性化センター —

事業の目的・概要

(公財) 地域社会振興財団の交付金を財源に、公共スポーツ施設等の有効利活用を促進するために、その管理運営に創意工夫を凝らして実施するモデル的な事業に対し助成を行うことにより、地域スポーツの振興と地域の活性化を推進する。

事業実施主体

- (1) 市町村
- (2) 広域連合、一部事務組合及び地方自治法の規定に基づき設置された協議会

対象事業等

- (1) 助成対象施設
助成対象団体が設置する体育館・陸上競技場・野球場・プール及び健康増進に寄与する施設並びにそれらの複合施設のうち、事業終了年度までに運営を開始している施設（学校体育施設は除く）。
- (2) 助成対象事業
 - ① システム整備事業
助成対象施設の有効利活用を促進するために実施される効果的・効率的な利用システムを、新規に整備するもの又は抜本的見直しを行うものをいう。ただし、地方債等の特定財源が充当されるもの及び施設整備に係るものを除く。
 - ② ソフト事業
公共スポーツ施設の利用促進に資する、地域スポーツ活動を推進するためのソフト事業又は健康増進に資するためのソフト事業をいう。ただし、地域医療機関が実施するものを除く。

※国又は地方公共団体の補助金、これらに類似する民間企業等により制度的支援を受けている事業は、対象外とする。

※助成対象事業は、助成金の交付決定があった年度に完了する単年度事業とする。
- (3) 助成金
 - ① 助成金の額は100万円を上限とする。ただし、システム整備事業（システム整備事業とソフト事業を併せて実施する事業も含む。）は300万円を上限とする。
 - ② 助成金の額は、助成対象経費の100%以下とする。
 - ③ 助成金の額に1万円未満の端数があるときは、当該端数金額を切り捨てた額とする。

県内事例

- 清武町：総合運動公園 (H10～12)
- 高崎町：総合公園 (H11～13)
- 五ヶ瀬町：総合運動公園「G-パーク」 (H14～16)
- 都城市：ウェルネスグリーンヒル (H17)
- 綾町：公共スポーツ施設予約システム開発及び体育施設ホームページ制作事業 (H21)
- 高鍋町：共同利用公共スポーツ施設予約システム・情報発信システム構築事業 (H22)
- 都農町：藤見公園 (H23)
- 小林市：「KOBASポーツナビ」構築事業 (H25)
- 高鍋町：第1回中学硬式野球高鍋大会（仮称）(H29)

県主管課名	総合政策部 中山間・地域政策課 (地域総合調整担当)	電話番号	26-7035 内線2229
-------	-------------------------------	------	-------------------

スポーツ拠点づくり推進事業

(事業開始年度：平成16年度)

— (一財) 地域活性化センター —

事業の目的・概要

小・中・高校生が参加する各種スポーツの全国大会を継続的に開催しようとする市町村及びスポーツ団体の取組みを支援することにより、全国各地に青少年があこがれ、目標とするスポーツ毎の拠点を形成し、スポーツの振興と地域の再生を推進する。

事業実施主体

市町村及び市町村と関係するスポーツ団体

対象事業等

- 1 スポーツ大会開催計画の策定・承認
小・中・高校生が参加するスポーツの全国大会の継続開催を希望する市町村と関係するスポーツ団体が自主的に協議を行い、大会を継続開催することとしたときは、当該市町村及びスポーツ団体は、共同でスポーツ大会開催計画を策定し、開催計画承認申請書を(一財)地域活性化センターに提出するものとする。
- 2 開催計画には次に掲げる内容を含むものとする。
 - ① 大会の概要(大会の名称、スポーツの種別、参加者、開催時期等)
 - ② 大会開催の継続期間(明示的に決められていない場合は、最低限継続が見込まれる年数を記載すること)
 - ③ 使用する施設の概要(既存施設の活用を基本とするが、改修等の整備予定がある場合はその旨も記載すること)
 - ④ 市町村とスポーツ団体との役割分担・経費負担区分
 - ⑤ 当該スポーツの振興と地域の再生に期待される効果
- 3 助成対象事業者
開催計画を承認された市町村
- 4 助成金
原則として一件につき、1年目から7年目にあっては毎年度400万円以内(承認スポーツ大会の継続開催に必要な備品購入等の初期費用の負担が含まれる場合にあっては、1年目に限り800万円以内)、8年目にあっては350万円以内、9年目にあっては300万円以内、10年目にあっては250万円以内とする。
※この事業の適用を8年目以降も継続して受けることを希望する場合は、大会自立化計画の提出・承認が必要。
- 5 助成期間
10年を限度とする。

県内事例

都城市：都城弓まつり全国弓道大会(H17)
宮崎市：ソフトテニスジュニアジャパンカップ(H18～)

県主管課名	総合政策部 中山間・地域政策課 (地域総合調整担当)	電話番号	26-7035 内線2229
-------	-------------------------------	------	-------------------

【 教 育 】

ひなた創生のための奨学金返還支援事業

(事業開始年度：平成29年度)

— 県 —

事業の目的・概要

県内企業に就職した若者が在学時に貸与を受けた奨学金の返還を産業界とともに支援することにより、本県の地域や産業を担う若者の県内への就職と定着を促進することを目的とする。

事業実施主体

県

対象事業等

- (1) 支援対象者
対象となる県内企業（支援企業）に正規雇用により就職する予定のある大学等の在学生又は既卒者（8年間で320名の支援対象者を決定）
- (2) 対象となる奨学金
日本学生支援機構奨学金、宮崎県育英資金及び宮崎県奨学会奨学金
- (3) 支援企業
県内に主たる事業所を有する企業等又は宮崎県外に主たる事業所を有し、県内の支社、支店若しくは事業所等で勤務させることを条件とする正規従業員の採用枠を有する企業等

補助率

	給付率	給付限度額（円）			
		1年経過時点	3年経過時点	5年経過時点	計
大学院・6年制大学	1/2以内	450,000	450,000	600,000	1,500,000
4年制大学	1/2以内	300,000	300,000	400,000	1,000,000
短大・高専・専修学校専門課程	1/2以内	150,000	150,000	200,000	500,000

県主管課名	総合政策部産業政策課 (産学官連携推進担当)	電話番号	26-7967 内線2248
-------	---------------------------	------	-------------------

【 教 育 】

宝くじスポーツフェア

(事業開始年度：平成2年度)

— (一財) 自治総合センター —

事業の目的・概要	一般財団法人自治総合センターが、宝くじの社会貢献広報事業として、“宝くじスポーツフェア”を全国各地で実施することで、青少年の健全育成や、明るいまちづくりなどコミュニティ活動の充実・強化を図ることにより、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与することを目的としている。		
事業実施主体	市町村、(一財)自治総合センター、県 ※各競技に会場要件有り(観客席数、コート数等)		
事業内容等	1 ドリーム・ベースボール (1) 指導者クリニック (2) 少年少女ふれあい野球教室 (3) ふれあい講演会(ドリームチームの代表による講演会) (4) ドリーム抽選会 (5) アトラクション(「プロに挑戦」「ホームラン競争」) (6) ドリーム・ゲーム(ドリームチームと開催地チームとの親善試合) 2 はつらつママさんバレーボール (1) バレーボール指導者クリニック (2) バレーボール教室 (3) アトラクション (4) 親善試合(ドリームチームと開催地チームとの親善試合) (5) ドリーム抽選会 3 ドリーム・サッカー～日本代表OBがやってくる!～ (1) サッカー指導者クリニック (2) 少年少女サッカー教室 (3) アトラクション (4) 親善試合「ドリーム・ゲーム」(元日本代表選手チーム対開催地チーム) (5) ドリーム抽選会		
経 費	原則として(一財)自治総合センターが負担。ただし、次の業務に要する経費を、開催地が負担。 (1) 会場及び付帯施設、設備の提供と運営(ただし野球・サッカーの音響費は除く) (2) 運営スタッフの提供 (3) 参加者、出場者の募集と管理 (4) 開催告知及び集客(ただし、告知用のポスター、チラシは自治総合センターで作成し提供する。) (5) 選手等の送迎(最寄りの駅あるいは空港からの宿泊地の間等) (ただし、2日間の選手送迎用のバス借り上げ費用は、自治総合センターにおいて負担、それ以外は開催地の負担とする。) (6) 選手、スタッフの昼食等手配		
県 内 事 例	【ドリーム・ベースボール】 平成10年度 三股町 平成15年度 宮崎市 平成16年度 串間市 平成17年度 日南市 平成18年度 南郷町 平成24年度 えびの市 平成28年度 小林市	【はつらつママさんバレーボール】 平成18年度 都城市 平成25年度 延岡市 平成27年度 都城市 平成29年度 国富町 平成30年度 日南市(予定)	【ドリーム・サッカー】 県内実施実績なし
県主管課名	総務部 市町村課 (行政担当)	電話番号	26-7116 内線2164

青少年健全育成助成事業

(コミュニティ助成事業)

(事業開始年度：平成11年度)

— (一財) 自治総合センター —

事業の目的・概要

一般財団法人自治総合センターが、宝くじの社会貢献広報事業として、コミュニティ活動に必要な備品や集会施設の整備、安全な地域づくりと共生のまちづくり、地域文化への支援や地域の国際化の推進及び活力ある地域づくり等に対して助成を行い、地域のコミュニティ活動の充実・強化を図ることにより、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与することを目的としている。

事業実施主体

- ・市町村が認めるコミュニティ組織
- ・市町村

対象事業等

青少年の健全育成に資するため、スポーツ・レクリエーション活動や文化・学習活動に関する事業及びその他コミュニティ活動のイベントに関する事業等、主として親子で参加するソフト事業。

助成額

30万円から100万円まで(10万円未満切り捨て)

県内事例

事業採択実績		
平成23年度	1市町村	1団体
平成24年度	申請なし	
平成25年度	1市町村	1団体
平成26年度	申請なし	
平成27年度	申請なし	
平成28年度	申請なし	
平成29年度	申請なし	
平成30年度	申請なし	

県主管課名	総務部 市町村課 (行政担当)	電話番号	26-7116 内線2164
-------	--------------------	------	-------------------

ものづくり技能士育成事業

(事業開始年度：平成30年度)

— 県 —

事業の目的・概要

技能者不足への対策と、質の高い技能者の確保及び技能継承を図るため、小・中・高校や大学、企業等に熟練技能士を派遣し、技能体験の提供と若手技能者への技術指導を行う。

事業実施主体

宮崎県技能士会連合会

対象事業等

- 1 ものづくり担い手育成事業
高校や大学、企業等に熟練技能士を派遣して技術指導・短期的訓練を実施し、学生や在職の若手技能者の技術・技能の向上を促進する。
- 2 キャリア教育連携匠の技体験教室
小中学校に技能士を派遣して技能体験教室を開催し、児童・生徒が技能に触れ、関心を持つ機会を提供する。また、キャリア教育センターと連携し、延岡・日向管内の小・中学校等から要望があった場合は「よのなか教室」と技能体験を併せて実施する。

県内事例

- 平成29年度実績
- 1 ものづくり担い手育成・促進事業
延岡工業高校、板金工業組合技能士会など17箇所、参加者382人、指導技能士90人
 - 2 匠の技ジュニア体験教室
上新田小学校、日南くろしお支援学校など県内35施設、参加児童数897人、参加技能士数137人

県主管課名	商工観光労働部 雇用労働政策課 (人材育成担当)	電話番号	26-7107 内線2563
-------	-----------------------------	------	-------------------

育英資金貸与事業

(事業開始年度：昭和26年度)

— 県 —

事業の目的・概要

向学心に富み、優れた素質を有しながら経済的理由により修学が困難な学生又は生徒に対し、育英資金を貸与することにより、将来有能な人材を育成する。

事業実施主体

県

対象事業等

1 育英資金の種類・貸与月額

(1) 種類

- ① 一般育英資金(主たる生計維持者が県内に居住)
- ② へき地育英資金(主たる生計維持者が規則で定める県内のへき地に居住)

(2) 貸与月額

育英資金の種類、学校種別及び通学方法の別に3つの区分から選択

種類	学校種別・通学の方法		貸与月額(円)			
			区分1	区分2	区分3	
一般育英資金	高等学校	国公立	自宅	18,000	14,000	9,000
			自宅外	23,000	18,000	12,000
	高等専門学校 専修学校(高等課程)	私立	自宅	30,000	23,000	15,000
			自宅外	35,000	27,000	18,000
	大学	国公立	自宅	44,000	33,000	22,000
			自宅外	50,000	38,000	25,000
		私立	自宅	53,000	40,000	27,000
			自宅外	63,000	48,000	32,000
		私立短期大学	自宅	52,000	39,000	26,000
			自宅外	59,000	45,000	30,000
	専修学校(専門課程)	国公立	自宅	44,000	33,000	22,000
			自宅外	50,000	38,000	25,000
私立		自宅	52,000	39,000	26,000	
		自宅外	59,000	45,000	30,000	
へき地育英資金	高等学校	国公立	自宅	27,000	21,000	14,000
			自宅外	38,000	29,000	19,000
	高等専門学校 専修学校(高等課程)	私立	自宅	34,000	26,000	17,000
			自宅外	45,000	34,000	23,000

※ 高等学校には中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を、大学には短期大学を含む。

※ 一般育英資金には、スポーツ選手等貸与枠(県高等学校体育連盟又は県高等学校文化連盟から推薦された者が対象)を含む。

2 採用の種類

(1) 在学採用 (募集期間：3月から4月下旬)

高等学校・高等専門学校・専修学校(高等課程又は専門課程)・大学・に在学している生徒又は学生を対象とする。

(2) 予約採用 (募集期間：7月から9月下旬)

高等学校・高等専門学校・専修学校(高等課程)へ進学を希望する中学3年生を対象とする。

(3) 緊急採用 (募集期間：随時)

生計維持者の失職・破産・死亡・病気等又は火災・風水害等の災害による家計急変のため、緊急に修学資金を必要とする在学中の生徒又は学生を対象とする。(貸与月額は一般育英資金となる。)

県主管課名	教育委員会 財務福利課 育英資金室 (育英資金担当)	電話番号	32-4472 内線3299
-------	-------------------------------	------	-------------------

「みやざき家庭教育サポートプログラム」普及事業

(事業開始年度：平成28年度)

— 県 —

事業の目的・概要

家庭の教育力の低下を懸念する声がある中で、全県的な家庭教育支援の機運を醸成するとともに、「みやざき家庭教育サポートプログラム」の普及や家庭教育を支える人財の養成を行うことにより、子どもが伸びやかに育つ環境の整備を進める。

事業実施主体

県

対象事業等

- 1 全県的な家庭教育支援の機運の醸成
地域ぐるみで家庭教育を支える環境づくりを啓発するリーフレットの配布
- 2 「みやざき家庭教育サポートプログラム」の普及
 - (1) 「みやざき家庭教育サポートプログラム」冊子配付
 - (2) 高齢者学級や公民館講座、PTA研修会等へトレーナーを派遣し、「みやざき家庭教育サポートプログラム」を実施
※ 「みやざき家庭教育サポートプログラム」とは、子どものほめ方やしかり方など、子どもへの接し方などについて楽しく学ぶことができる活動の流れをまとめた学習プログラム（HP「みやざき学び応援ネット」に掲載）
- 3 家庭教育を支える人財の養成
「みやざき家庭教育サポートプログラム」を進行するトレーナーの養成と指導力向上のための研修会を実施する。

県内事例

- 1 「みやざき家庭教育サポートプログラム」の実施状況（平成29年度）
 - (1) 合計 102件
 - (2) プログラム別実施件数（合計内訳）

プログラム	実施件数
親向け	85
(将来親世代) 中・高生、青年向け	8
祖父母向け	3
地域向け	6
合 計	102件

県主管課名	教育委員会 生涯学習課 (社会・家庭教育担当)	電話番号	26-7245 内線3316
-------	----------------------------	------	-------------------

【 教 育 】

企業力を教育に！「みやぎきの教育」アシスト事業
アシスト企業による教育協働活動

(事業開始年度：平成22年度)

— 県 —

事業の目的・概要

企業がもつ専門性や人材などの教育的資源を活用するためのシステムを構築することにより、企業が積極的に教育活動に参画できる環境を整備し、地域ぐるみの教育の普及・発展を図る。

事業実施主体

県

対象事業等

- 1 アシスト企業(※)との連携による教育支援システムの構築
 - (1) 企業がもつ専門性や人材などの教育的資源が提供できる企業を広く募集し、学校・家庭・地域が活用しやすいように「アシスト事業ホームページ」上に「企業バンク」を構築することで、県民や関係先に対して、その周知・活用を図る。

※アシスト企業：企業がもつ専門性や人材などの教育的資源を、学校・家庭・地域のニーズに応じて提供していただく企業（会社、個人事業所、NPO、市民団体等）
 - (2) 県教育委員会が企業と学校・家庭・地域等が協働して行う教育活動のコーディネートを行う。
 - (3) 企業の要請に応じ、家庭教育や人権教育などに関する社員研修会に県教育委員会職員を講師として派遣する。

県内事例

1 企業登録状況

年 度	2 2	2 3	2 4	2 5	2 6	2 7	2 8	2 9
登録数	1 2 5	1 4 9	1 5 5	2 0 4	2 1 7	2 3 3	2 4 1	2 4 6

2 アシスト企業と連携した活動事例

- 企業と学校・家庭・地域が協働した教育活動数
(生涯学習課と教育事務所がコーディネートした取組件数)

年 度	2 2	2 3	2 4	2 5	2 6	2 7	2 8	2 9
件 数	5 8	1 1 1	1 0 1	1 1 4	1 6 2	1 5 1	1 5 4	1 6 0

○ 取組例

- ・ 宮崎県生活衛生営業指導センター、ボストンサイエンティフィック株式会社、宮崎県海外協力協会、宮崎太陽銀行、キジマ警察犬訓練所、たつみ流着付け教室、株式会社ソーラープランニングが、東大宮中学校の第3学年の生徒に対して、総合的な学習の時間にキャリア教育における職業講話を実施。
- ・ 南日本ハム株式会社が、新富町の高齢者向け食育をテーマにした講演会を実施。
- ・ ねむりの駅ライフショップまつおかが、生目中学校で生徒・保護者・教職員に対し、質のよい眠りの在り方と望ましい生活習慣づくりに関する講話を実施。

県主管課名	教育委員会 生涯学習課 (社会・家庭教育担当)	電話番号	2 6 - 7 2 4 5 内線 3 3 1 7
-------	----------------------------	------	-----------------------------

【 教 育 】

みやぎき地域学校パートナーシップ推進事業
「地域学校協働活動事業」

(事業開始年度：平成30年度)

— 文部科学省生涯学習政策局社会教育課 —

事業の目的・概要

原則として中学校区ごとに「地域学校協働活動本部」を設置し、これまでの学校支援活動を基盤に、学校と地域が相互にパートナーとして連携・協働し、活動をとおして子供たちとともに、地域の大人たちも学び合い、つながりを深めていくことを目的に事業を展開する。
また、活動にあたる地域人材の育成、事業の広報・啓発等についても行う。

事業実施主体

県及び市町村（補助事業）

対象事業等

- 1 本事業推進に関する教育委員会テレビ番組やホームページ、ポスター、ワッペン等による広報・啓発
- 2 県民総ぐるみ教育推進研修会の実施（県）
※放課後子供教室推進事業・外部人材を活用した教育支援活動事業と連携
(1) 各地域での取組の情報交換
(2) 各地域における地域学校協働活動の推進体制に係る協議
- 3 コーディネーター等指導者研修会（県）
※放課後子供教室推進事業・外部人材を活用した教育支援活動事業と連携
(1) 活動に関わるコーディネーターや指導者等への情報提供・情報交換
(2) ボランティア相互の連携や積極的な参画促進
- 4 地域学校協働活動シンポジウム、地域学校協働県民フォーラム（県）
※放課後子供教室推進事業・外部人材を活用した教育支援活動事業と連携
(1) 活動に関わるコーディネーターや指導者等への情報提供・情報交換
(2) 事業成果の普及 等
- 5 運営委員会の設置（県、市町村）
(1) 当該市町村における学校支援の推進に係る検討
(2) 事業成果の普及 等
- 6 地域学校協働活動本部の設置（中学校区）
(1) 本事業実施校区内における学校支援の推進
(2) 学校支援ボランティア活動の実施
(3) 地域学校協働活動推進員等の配置
(4) 学校支援ボランティアの登録 等

補助基準

諸謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、会議費、保険料、雑役務費

補助率

県は、市町村の計画を取りまとめ、国に対して計画の申請を行う。
国は、事業計画書・収支予算書等の内容を審査し、補助額を決定する。
(国、県、市町村各1/3負担)

県内事例

平成30年度

- 15市町村49本部
(国富町、綾町、日南市、高鍋町、西米良村、川南町、都農町、三股町、小林市、えびの市、高原町、延岡市、日向市、門川町、五ヶ瀬町)
※中核市である宮崎市は、単独実施（5本部）

県主管課名	教育委員会 生涯学習課 (生涯学習推進担当)	電話番号	26-7244 内線3314
-------	---------------------------	------	-------------------

【 教 育 】

みやぎき地域学校パートナーシップ推進事業
「放課後子供教室推進事業」

(事業開始年度：平成30年度)

— 文部科学省生涯学習政策局社会教育課 —

事業の目的・概要	<p>全ての子供を対象として、学校の余裕教室や公民館等に安全・安心な子供の居場所を設け、地域の方々の参画を得て、子供たちとともに、学習やスポーツ・文化活動、地域住民等との交流活動を推進する。また、活動にあたる地域人材の育成、事業の広報・啓発等を行う。</p>		
事業実施主体	<p>県及び市町村（補助事業）</p>		
対象事業等	<ol style="list-style-type: none"> 1 本事業推進に関する教育委員会テレビ番組やホームページ、ポスター、ワッペン等による広報・啓発 2 県民総ぐるみ教育推進研修会の実施（県） ※地域学校協働活動事業・外部人材を活用した教育支援活動と連携 (1) 各地域での取組の情報交換 (2) 各地区におけるボランティアの推進体制に係る協議 3 コーディネーター等指導者研修会（県） ※地域学校協働活動事業と・外部人材を活用した教育支援活動と連携 (1) 活動に関わるコーディネーターや指導者等への情報提供・情報交換 (2) ボランティア相互の連携や積極的な参画促進 4 地域学校協働活動シンポジウム、地域学校協働活動県民フォーラム（県） ※地域学校協働活動事業と・外部人材を活用した教育支援活動と連携 (1) 活動に関わるコーディネーターや指導者等への情報提供・情報交換 (2) 事業成果の普及 等 5 運営委員会の設置（県、市町村） (1) 放課後子供教室及び放課後児童クラブの一体的な運営等に係る総合的な放課後対策、放課後対策の事業計画の策定、安全管理方策等の検討 (2) 事業成果の普及 等 6 放課後子供教室の実施（小学校区） (1) 本事業実施校区内における活動の展開 (2) コーディネーターや協働活動推進員、協働活動サポーターの配置 (3) ボランティアの登録 等 7 放課後子供教室備品整備（開設年度のみ） 放課後子供教室の開設に向けた必要な備品等の整備 		
補助基準	<p>諸謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料会議費、保険料、雑役務費、教材費</p>		
補助率	<p>県は、市町村の計画を取りまとめ、国に対して計画の申請を行う。 国は、事業計画書・収支予算書等の内容を審査し、補助額を決定する。 (国、県、市町村各1/3負担)</p>		
県内事例	<p>平成30年度</p> <p>14市町村65教室 (綾町、日南市、西米良村、川南町、都城市、三股町、小林市、延岡市、日向市、諸塚村、椎葉村、美郷町、日之影町、五ヶ瀬町) ※中核市である宮崎市は、単独実施（26教室）</p>		
県主管課名	<p>教育委員会 生涯学習課 (生涯学習推進担当)</p>	電話番号	<p>26-7244 内線3318</p>

【 教 育 】

みやぎき地域学校パートナーシップ推進事業
「外部人材を活用した教育支援活動事業」

(事業開始年度：平成30年度)

— 文部科学省生涯学習政策局社会教育課 —

<p>事業の目的・概要</p> <p>事業実施主体</p> <p>対象事業等</p> <p>補助基準</p> <p>補助率</p> <p>県内事例</p>	<p>全ての子どもたちの土曜日等の教育活動を充実させるため、地域の多様な経験や技能をもつ人材・企業等の協力を得て、土曜日に体系的・永続的な教育プログラムを企画・実施する学校・市町村等の取組を支援する。</p> <p>県及び市町村（補助事業）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 本事業推進に関する教育委員会テレビ番組やホームページ、ポスター、ワッペン等による広報・啓発 2 県民総ぐるみ教育推進研修会の実施（県） ※地域学校協働活動事業・放課後子供教室推進事業と連携 (1) 各地域での取組の情報交換 (2) 各地域における土曜の教育活動推進に係る協議 3 コーディネーター等指導者研修会（県） ※地域学校協働活動事業・放課後子供教室推進事業と連携 (1) 活動に関わるコーディネーターや指導者等への情報提供・情報交換 (2) ボランティア相互の連携や積極的な参画促進 4 地域学校協働活動シンポジウム、地域学校協働県民フォーラム（県） ※地域学校協働活動事業・放課後子供教室推進事業と連携 (1) 活動に関わるコーディネーターや指導者等への情報提供・情報交換 (2) 事業成果の普及 等 5 土曜日等の教育活動の実施 (1) 当該市町村における土曜日等の教育活動の実施 (2) 地域学校協働推進員等の配置 (3) 地域の多様な経験や技能をもつ人材の確保 <p>諸謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、会議費、保険料、雑役務費</p> <p>県は、市町村の計画を取りまとめ、国に対して計画の申請を行う。 国は、事業計画書・収支予算書等の内容を審査し、補助額を決定する。 (国、県、市町村各1／3負担)</p> <p>平成30年度</p> <p>3町 (綾町、三股町、美郷町)</p>		
<p>県主管課名</p>	<p>教育委員会 生涯学習課 (生涯学習推進担当)</p>	<p>電話番号</p>	<p>26-7244 内線3314</p>

スポーツ振興くじ助成

(事業開始年度：平成14年度)

－ (独) 日本スポーツ振興センター －

事業の目的・概要

スポーツ振興くじ助成は、t o t oの販売により得られる資金をもとに、地方公共団体及びスポーツ団体が行うスポーツの振興を目的とする事業に対して行う助成制度である。

事業実施主体

都道府県、市町村、スポーツ団体、総合型地域スポーツクラブ

対象事業等

- | | | |
|---|---|----|
| 1 | 大規模スポーツ施設整備助成
① Jリーグホームスタジアムの整備
② 国民体育大会冬季大会競技会場の整備 | 定額 |
| 2 | 地域スポーツ施設整備助成
① クラブハウスの整備
② グラウンドの芝生化
③ スポーツ施設の整備 | 定額 |
| 3 | 総合型地域スポーツクラブ活動助成
① 総合型地域スポーツクラブの創設及び活動
② クラブアドバイザーの配置 | 定額 |
| 4 | 地方公共団体スポーツ活動助成
① 地域スポーツ活動の推進
② 国民体育大会冬季大会の競技会開催支援 | 定額 |
| 5 | 将来性を有する競技者の発掘及び育成活動助成
① 優れた素質を有する競技者の発掘、育成 | 定額 |
| 6 | スポーツ団体スポーツ活動助成
① スポーツ教室、大会の開催
② ドーピング検査の推進
③ スポーツ団体の組織基盤強化など | 定額 |
| 7 | 国際競技大会開催助成
① 国際的な規模のスポーツの競技会の開催 | 定額 |

なお、詳細については、独立行政法人日本スポーツ振興センターのホームページを御覧ください。

URL: <http://jpnsport.go.jp/sinko/>

県主管課名	教育委員会 スポーツ振興課 (生涯スポーツ担当)	電話番号	26-7248 内線3340
-------	-----------------------------	------	-------------------